

手数料一覧表

R7. 4. 1

①確認申請手数料（七尾市手数料条例 別表（70、71））

面積区分			手数料の額
建築物	30㎡以内のもの	特例あり	8,000 円
		特例なし	12,000 円
	30㎡を超え100㎡以内のもの	特例あり	13,000 円
		特例なし	21,000 円
	100㎡を超え200㎡以内のもの	特例あり	20,000 円
		特例なし	30,000 円
	200㎡を超え500㎡以内のもの		40,000 円
	500㎡を超え1,000㎡以内のもの		48,000 円
	1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		66,000 円
	2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		190,000 円
その他	10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの		310,000 円
	50,000㎡を超えるもの		610,000 円
	昇降機及び建築設備		15,000 円
	昇降機及び建築設備（計画変更）		8,000 円
	工作物		13,000 円
	工作物（計画変更）		7,000 円

◆建築物対象床面積の算定方法について

- 確認を受けた後、計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1。
- 床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の面積。
- 建築物を移転し、その大規模の修繕もしくは大規模の模様替をし、またはその用途を変更する場合（次にあげる場合を除く。）、当該移転、修繕、模様替または用途の変更に係る部分の床面積の2分の1。
- 確認を受けた後、計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕もしくは大規模の模様替をし、またはその用途を変更する場合、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1。

②中間検査手数料（七尾市手数料条例 別表（75の2））

面積区分			手数料の額
建築物	30㎡以内のもの	特例あり	15,000 円
		特例なし	19,000 円
	30㎡を超え100㎡以内のもの	特例あり	17,000 円
		特例なし	23,000 円
	100㎡を超え200㎡以内のもの	特例あり	23,000 円
		特例なし	31,000 円
	200㎡を超え500㎡以内のもの		39,000 円
	500㎡を超え1,000㎡以内のもの		47,000 円
	1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		63,000 円
	2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		139,000 円
	10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの		214,000 円
	50,000㎡を超えるもの		397,000 円

※中間検査対象建築物に限る。

③完了検査手数料（七尾市手数料条例 別表（73、74））

面積区分			手数料の額	※中間検査を受けたもの
建築物	30㎡以内のもの	特例あり	17,000 円	15,000 円
		特例なし	23,000 円	19,000 円
	30㎡を超え100㎡以内のもの	特例あり	19,000 円	17,000 円
		特例なし	26,000 円	22,000 円
	100㎡を超え200㎡以内のもの	特例あり	25,000 円	23,000 円
		特例なし	36,000 円	31,000 円
	200㎡を超え500㎡以内のもの		46,000 円	41,000 円
	500㎡を超え1,000㎡以内のもの		53,000 円	51,000 円
	1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		68,000 円	66,000 円
	2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		163,000 円	148,000 円
その他	10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの		253,000 円	237,000 円
	50,000㎡を超えるもの		449,000 円	434,000 円
	昇降機及び建築設備		20,000 円	
	工作物		14,000 円	

※中間検査対象建築物に限る。2の手数料を納めたもの。

④完了検査手数料加算（省エネ適判）（七尾市手数料条例 別表（75の3））

面積区分		手数料の額
非住宅	300㎡未満のもの	8,000 円
	300㎡以上 ～ 1,000㎡未満のもの	15,000 円
	1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満のもの	25,000 円
	2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満のもの	76,000 円
	5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満のもの	120,000 円
	10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満のもの	151,000 円
	25,000㎡以上のもの	189,000 円
住宅	200㎡未満のもの	4,000 円
	200㎡以上	4,000 円
共同住宅等	300㎡未満のもの	8,000 円
	300㎡以上 ～ 21,000㎡未満のもの	19,000 円
	2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満のもの	42,000 円
	5,000㎡以上のもの	75,000 円

※建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る適合義務のある建築物

(注)：手数料の支払いについて	
上記について、申請の際に現金で支払います。	
・中間検査対象外建築物、昇降機、建築設備及び工作物	
①確認申請手数料＋③完了検査手数料	
・中間検査対象建築物	
①確認申請手数料＋②中間検査手数料＋③中間検査を受けた建築物の完了検査手数料	
・省エネ適判建築物	
①確認申請手数料＋③完了検査手数料＋④完了検査手数料加算	
※中間検査対象建築物は中間検査を受けた建築物の完了検査手数料に④の手数料を加算	